

# 【参考資料 2】

## 関係法令・条例等（抜粋）

### 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）

（排水基準）

第3条 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第1項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排出水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

4～5 （略）

（計画変更命令等）

第8条 都道府県知事は、第5条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第3条第1項の排水基準（同条第3項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第5条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第12条の3 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第14条の3 都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2～3 （略）

### 水質汚濁防止法施行令（昭和46年6月17日政令第188号）

（排水基準に関する条例の基準）

第4条 法第3条第3項の政令で定める基準は、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の基準（以下「水質環境基準」という。）が定

められているときは、法第3条第3項の規定による条例（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第1項の規定により指定された対策地域における農用地の土壌の同法第2条第3項の特定有害物質による汚染を防止するため水質環境基準を基準とせず定められる条例の規定を除く。）においては、水質環境基準が維持されるため必要かつ十分な程度の許容限度を定めることとする。

**水質汚濁防止法施行規則（昭和46年6月19日省令第2号）**

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第9条の3（略）

2 法第14条の3第1項の必要な限度は、地下水に含まれる有害物質の量について別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値（以下「浄化基準」という。）を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点（以下「測定点」という。）において当該地下水に含まれる有害物質の量が浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第2項の命令を二以上の特定事業場の設置者又は設置者であつた者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の特定事業場における有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる有害物質の量の削減目標（以下単に「削減目標」という。）を達成することとする。

一～四（略）

別表（1,1-ジクロロエチレンに関する浄化基準を抜粋）

項目	許容限度（mg/L）
1,1-ジクロロエチレン	0.1

**排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）**

（排水基準）

第1条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第2（いわゆる「一律排水基準」。1,1-ジクロロエチレンに関するものを抜粋）

項目	許容限度（mg/L）
1,1-ジクロロエチレン	1

**大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和53年3月17日福島県条例第18号）**

（水質汚濁防止法に基づく排水基準）

第2条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項及び第4項の規定に基づく排水基準及びこれを適用する区域を別表第2のとおり定める。

2～3（略）

別表第2の1 特別排水規制水域又は地下水水質保全特別区域に適用する有害物質に係る排水基準（1,1-ジクロロエチレンに関するものを抜粋）

有害物質の種類	許容限度（mg/L）
1,1-ジクロロエチレン	0.02

備考1～2 （略）

3 「特別排水規制水域」とは、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生活環境保全条例」という。）第28条第1項に規定する水域をいい、「地下水水質保全特別区域」とは、生活環境保全条例第49条第1項に規定する区域をいう。

4 （略）

**福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号）**

第27条 （略）

2 この章において「排水指定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。

一 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質（以下この章において「法定有害物質」という。）その他人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質（以下この章において「法定外有害物質」という。）を含むこと。

二 水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目（以下この章において「法定項目」という。）その他水の汚染状態（熱によるものを含み、法定有害物質又は法定外有害物質（以下この章において「有害物質」と総称する。）によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目（以下この章において「法定外項目」という。）に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 （略）

4 この章において「指定事業場排水」とは、排水指定施設を設置する工場又は事業場（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）を除く。以下「排水指定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

5～7 （略）

8 この章において「地下浸透水」とは、有害物質をその施設において製造し、使用し、若しくは処理する排水指定施設（以下「有害物質使用排水指定施設」という。）を設置する排水指定事業場若しくは有害物質使用排水指定施設を設置する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第八項の有害物質使用特定事業場を除く。）（以下これらを「有害物質使用排水指定事業場等」という。）又は法定外有害物質をその施設において製造し、使用し、若しくは処理する特定施設（以下「法定外有害物質使用特定施設」という。）又は有害物質使用排水指定施設を設置する特定事業場（有害物質使用排水指定事業場等であるものを除く。以下「法定外有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水であって有害物質使用排水指定施設又は法定外有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 （略）

（特別排水規制水域の指定）

第28条 知事は、水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。以下同じ。）の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域（同条第11項に規定する給水区域をいう。以下同じ。）をその区域に含む市町村の長の申出により、公共用水域のうち特に水質の保全を図る必要があると認める水域を特別排水規制水域として指定することができる。

2～5 （略）

（排水指定事業場排水基準等）

第29条 知事は、指定事業場排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、排水指定事業場に係る排水基準（以下「排水指定事業場排水基準」という。）を、特定事業場排

出水の汚染状態（法定外有害物質の量及び法定外項目によって示される水の汚染状態に限る。）について、特定事業場に係る排水基準（以下「特定事業場排水基準」という。）を特別排水規制水域及び特別排水規制水域以外の水域（以下「その他の水域」という。）ごとに規則で定めなければならない。

- 2 排水指定事業場排水基準は、有害物質による汚染状態にあつては、指定事業場排出水に含まれる有害物質の量について、物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、法定項目又は法定外項目について、項目ごとに定める許容限度とする。
- 3 特定事業場排水基準は、法定外有害物質による汚染状態にあつては、特定事業場排出水に含まれる法定外有害物質の量について、物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の特定事業場排出水の汚染状態にあつては、法定外項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

（排水指定施設の設置の届出）

第30条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、排水指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～八 （略）

2 （略）

（排水指定施設の構造等の変更の届出）

第32条 第30条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第30条第1項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 （略）

（計画変更命令等）

第33条 知事は、第30条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、指定事業場排出水の汚染状態がその届出に係る排水指定事業場の排水口においてその指定事業場排出水に係る排水指定事業場排水基準に適合しないと認めるとき、又は地下浸透水が有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第30条第1項の規定による届出に係る排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 知事は、第30条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、特定事業場排出水の汚染状態がその届出に係る特定事業場の排水口においてその特定事業場排出水に係る特定事業場排水基準に適合しないと認めるとき、又は地下浸透水が法定外有害物質を含むものとして規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第30条第1項の規定による届出に係る排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（有害物質使用排水指定施設の設置の届出）

第43条 工場又は事業場から地下に有害物質使用排水指定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含む水を浸透させる者は、有害物質使用排水指定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一～八 （略）

2～3 （略）

（計画変更命令等）

第45条 知事は、第43条第1項の規定による届出又は前条において準用する第32条第1項の規定による届出（有害物質使用排水指定施設に係る届出に限る。以下この項において同じ。）があつた場合において、地下浸透水が第33条第1項の規則で定める要件に該当すると認めるときは、その届出の日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害

物質使用排水指定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条において準用する第32条第1項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第43条第1項の規定による届出に係る有害物質使用排水指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、法定外有害物質使用特定施設について準用する。この場合において、同項中「第33条第1項」とあるのは「第33条第2項」と読み替えるものとする。

（有害物質を含む地下浸透水の浸透の制限）

第47条 有害物質使用排水指定事業場等から水を排出する者（有害物質使用排水指定事業場等から地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第33条第1項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

- 2 法定外有害物質使用特定事業場から水を排出する者（法定外有害物質使用特定事業場から地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第33条第2項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させてはならない。

（改善命令等）

第48条 知事は、前条第1項に規定する者が第33条第1項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき、又は前条第2項に規定する者が第33条第2項の規則で定める要件に該当する地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて排水指定施設若しくは特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は排水指定施設若しくは特定施設の使用若しくは地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、一の施設が排水指定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水であって当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が排水指定施設となった日から6月間は、適用しない。ただし、当該施設が排水指定施設となった際既にその水が地下浸透水であるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定は、特定施設について準用する。

（地下水水質保全特別区域の指定）

第49条 知事は、水道（地下水を水源とする水道に限る。）の水源の水質を保全するため、当該水道の給水区域をその区域を含む市町村の長の申出により、特に地下水の水質を保全する必要があると認める区域を地下水水質保全特別区域として指定することができる。

- 2 （略）

<b>福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年10月18日福島県規則第75号）</b>
---

（排水指定施設）

第20条 条例第27条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

一～十一 （略）

十二 ゴルフ場（ゴルフ競技の用に供するものであって、9ホール以上を有するものに限る。）

（法定外有害物質）

第21条 条例第27条第2項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 イソキサチオン
- 二 ダイアジノン
- 三 フェニトロチオン（別名MEP）
- 四 イソプロチオラン
- 五 オキシ銅（別名有機銅）
- 六 クロロタロニル（別名TPN）

- 七 プロピザミド
- 八 イソフェンホス
- 九 クロルピリホス
- 十 トリクロロホン(別名DEP)
- 十一 ピリダフェンチオン
- 十二 イプロジオン
- 十三 エトリジアゾール(別名エクロメゾール)
- 十四 キャプタン
- 十五 クロロネブ
- 十六 トルクロホスメチル
- 十七 フルトラニル
- 十八 ペンシクロン
- 十九 メプロニル
- 二十 アシュラム
- 二十一 テルブカルブ(別名MBPMC)
- 二十二 ナプロパミド
- 二十三 ブタミホス
- 二十四 ベンスリド(別名SAP)
- 二十五 ペンディメタリン
- 二十六 ベンフルラリン(別名ベスロジン)
- 二十七 メコプロップ(別名MCP)
- 二十八 メチルダイムロン
- 二十九 アセフェート
- 三十 メタラキシル
- 三十一 ジチオピル
- 三十二 トリクロピル
- 三十三 ピリブチカルブ
- 三十四 エトフェンプロックス
- 三十五 チオジカルブ
- 三十六 アゾキシストロビン
- 三十七 イミノクタジン酢酸塩
- 三十八 プロピコナゾール
- 三十九 ホセチル
- 四十 ポリカーバメート
- 四十一 シデュロン
- 四十二 ハロスルフロメチル
- 四十三 フラザスルフロン

(排水指定事業場排水基準)

第24条 条例第29条第1項の排水指定事業場排水基準は、有害物質による指定事業場排出水の汚染状態については、別表第5の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄又は右欄に掲げるとおりとし、その他の汚染状態については、同表の左欄に掲げる法定項目又は法定外項目ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第5の1 法定有害物質に係る排水基準 (1,1-ジクロロエチレンに関するものを抜粋)

法定有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度 (mg/L)	その他の水域における許容限度 (mg/L)
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.2

備考 (略)

別表第5の2 法定外有害物質に係る排水基準

法定外有害物質の種類	特別排水規制水域における許容限度 (mg/L)	その他の水域における許容限度 (mg/L)
イソキサチオン	0.008	0.08
ダイアジノン	0.005	0.05
フェニトロチオン(別名MEP)	0.003	0.03
イソプロチオラン	0.04	0.4
オキシ銅(別名有機銅)	0.04	0.4
クロロタロニル(別名TPN)	0.04	0.4
プロピザミド	0.008	0.08
イソフェンホス	0.001	0.01
クロルピリホス	0.004	0.04
トリクロルホン(別名DEP)	0.03	0.3
ピリダフェンチオン	0.002	0.02
イブロジオン	0.3	3
エトリジアゾール(別名エクロゾール)	0.004	0.04
キャプタン	0.3	3
クロロネブ	0.05	0.5
トルクロホスメチル	0.08	0.8
フルトラニル	0.2	2
ペンシクロン	0.04	0.4
メプロニル	0.1	1
アシュラム	0.2	2
テルブカルブ(別名MBPMC)	0.02	0.2
ナプロパミド	0.03	0.3
ブタミホス	0.004	0.04
ベンスリド(別名SAP)	0.1	1
ペンディメタリン	0.05	0.5
ベンフルラリン(別名ベスロジン)	0.08	0.8
メコプロップ(別名MCPP)	0.005	0.05
メチルダイムロン	0.03	0.3
アセフェート	0.08	0.8
メタラキシル	0.05	0.5
ジチオピル	0.008	0.08
トリクロピル	0.006	0.06
ピリブチカルブ	0.02	0.2
エトフェンプロックス	0.08	0.8
チオジカルブ	0.08	0.8
アゾキシストロビン	0.5	5
イミノクタジン酢酸塩	0.006(イミノクタジンとして)	0.06(イミノクタジンとして)
プロピコナゾール	0.05	0.5
ホセチル	2.3	23
ポリカーバメート	0.03	0.3
シデュロン	0.3	3
ハロスルフロンメチル	0.03	0.3
フラザスルフロン	0.03	

(有害物質を含むものとしての要件)

第27条 条例第33条第1項の規則で定める要件は、別表第6の左欄に掲げる法定有害物質又は法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定有害物質又は法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定有害物質又は法定外有害物質が検出されることとする。

(法定外有害物質を含むものとしての要件)

第28条 条例第33条第2項の規則で定める要件は、別表第6の左欄に掲げる法定外有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる検定方法により地下浸透水の法定外有害物質による汚染状態を検定した場合において、同表の右欄に掲げる値以上の法定外有害物質が検出されることとする。

別表第6の1 法定有害物質 (1,1-ジクロロエチレンに関するものを抜粋)

法定有害物質の種類	検定方法	数値 (mg/L)
1,1-ジクロロエチレン	環境省告示に掲げる方法	0.002

備考 (略)

別表第6の2 法定外有害物質

法定外有害物質の種類	検定方法	数値 (mg/L)
イソキサチオン	規格K0128の12.1に掲げる方法	0.0005
ダイアジノン	規格K0128の34.1に掲げる方法	0.0005
フェニトロチオン(別名MEP)	規格K0128の45.1に掲げる方法	0.0005
イソプロチオラン	規格K0128の14.1に掲げる方法	0.0005
オキシ銅(別名有機銅)	規格K0128の22.1に掲げる方法	0.0008
クロロタロニル(別名TPN)	規格K0128の27.1に掲げる方法	0.0005
プロピザミド	規格K0128の52.1に掲げる方法	0.0005
イソフェンホス	規格K0128の13.1に掲げる方法	0.0005
クロルピリホス	規格K0128の26.1に掲げる方法	0.0005
トリクロロホン(別名DEP)	規格K0128の39.1に掲げる方法	0.0005
ピリダフェンチオン	規格K0128の43.1に掲げる方法	0.0005
イプロジオン	規格K0128の15.1に掲げる方法	0.0005
エトリジアゾール(別名エクロゾール)	規格K0128の21.1に掲げる方法	0.0005
キャプタン	規格K0128の24.1に掲げる方法	0.0005
クロロネブ	規格K0128の28.1に掲げる方法	0.001
トルクロホスメチル	規格K0128の41.1に掲げる方法	0.0005
フルトラニル	規格K0128の50.1に掲げる方法	0.0005
ペンシクロン	規格K0128の55.1に掲げる方法	0.0005
メプロニル	規格K0128の64.1に掲げる方法	0.0005
アシュラム	規格K0128の10.2に掲げる方法	0.0005
テルブカルブ(別名MBPMC)	規格K0128の37.1に掲げる方法	.0005
ナプロパミド	規格K0128の42.1に掲げる方法	0.0005
ブタミホス	規格K0128の48.1に掲げる方法	0.0005
ベンスリド(別名SAP)	規格K0128の56.1に掲げる方法	0.001
ペンディメタリン	規格K0128の57.1に掲げる方法	0.0005
ベンフルラリン(別名ベスロジン)	規格K0128の58.1に掲げる方法	0.001
メコプロップ(別名MCPP)	規格K0128の60.1に掲げる方法	0.001
メチルダイムロン	規格K0128の62.1に掲げる方法	0.001
アセフェート	規格K0128の11.1に掲げる方法	0.001
メタラキシル	規格K0128の61.1に掲げる方法	0.001
ジチオピル	規格K0128の31.1に掲げる方法	0.001
トリクロピル	規格K0128の38.2に掲げる方法	0.001
ピリブチカルブ	規格K0128の44.1に掲げる方法	0.001
エトフェンブロックス	規格K0128の20.1に掲げる方法	0.0005
チオジカルブ	知事が定める方法	0.008
アゾキストロビン	知事が定める方法	0.001
イミノクタジン酢酸塩	知事が定める方法	0.0005 (イノクタジンとして)
プロピコナゾール	知事が定める方法	0.0005
ホセチル	知事が定める方法	0.1



法定外有害物質の種類	検定方法	数値 (mg/L)
ポリカーバメート	知事が定める方法	0.0005
シデュロン	知事が定める方法	0.001
ハロスルフロンメチル	知事が定める方法	0.001
フラザスルフロン	知事が定める方法	0.0005

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針（平成2年5月24日付け環水第77号環境庁水質保全局長通知）

(3) 指針値及び改善措置について

ゴルフ場からの排水の水質汚濁の農薬濃度は、排水口において別表に掲げる値（以下「指針値」という。）を超えないこととする。（以下略）

別表

農薬名	指針値 (mg/L)
(殺虫剤)	
<u>アセタミプリド</u>	1.8
<u>アセフェート</u>	<u>0.063</u>
<u>イソキサチオン</u>	0.08
<u>イミダクロプリド</u>	1.5
<u>エトフェンプロックス</u>	<u>0.82</u>
<u>クロチアニジン</u>	2.5
<u>クロルピリホス</u>	<u>0.02</u>
<u>ダイアジノン</u>	0.05
<u>チアメトキサム</u>	0.47
<u>チオジカルブ</u>	0.8
<u>テブフェノジド</u>	0.42
<u>トリクロルホン (DEP)</u>	<u>0.05</u>
<u>ピリダフェンチオン</u>	0.02
<u>フェニトロチオン (MEP)</u>	0.03
<u>ペルメトリン</u>	1
<u>ベンスルタップ</u>	0.9
(殺菌剤)	
<u>アズキシストロビン</u>	<u>4.7</u>
<u>イソプロチオラン</u>	<u>2.6</u>
<u>イプロジオン</u>	3
<u>イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩</u>	0.06 (イミノクタンとして)
<u>エトリジアゾール (エクロゾール)</u>	0.04
<u>オキシ銅 (有機銅)</u>	0.4
<u>キャプタン</u>	3
<u>クロロタロニル (TPN)</u>	0.4
<u>クロロネブ</u>	0.5
<u>ジフェノコナゾール</u>	0.3
<u>シプロコナゾール</u>	0.3
<u>シメコナゾール</u>	0.22
<u>チウラム (チラム)</u>	<u>0.2</u>
<u>チオファネートメチル</u>	3
<u>チフルザミド</u>	0.5

農薬名	指針値 (mg/L)
<u>テトラコナゾール</u>	0.1
<u>テブコナゾール</u>	0.77
<u>トリフルミゾール</u>	0.5
トルクロホスメチル	<u>2</u>
<u>バリダマイシン</u>	12
<u>ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)</u>	1
フルトラニル	<u>2.3</u>
プロピコナゾール	0.5
<u>ベノミル</u>	0.2
ペンシクロン	<u>1.4</u>
<u>ボスカリド</u>	1.1
ホセチル	23
ポリカーバメート	0.3
メタラキシル及び <u>メタラキシルM</u>	<u>0.58</u> (メタラキシルとして)
メプロニル	1
(除草剤)	
アシュラム	2
<u>エトキシスルフロン</u>	1
<u>オキサジアルギル</u>	0.2
<u>オキサジクロメホン</u>	0.24
<u>カフェンストロール</u>	0.07
<u>シクロスルフアムロン</u>	0.8
ジチオピル	<u>0.095</u>
シデュロン	3
<u>シマジン (CAT)</u>	0.03
テルブカルブ (MBPMC)	0.2
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
ハロスルフロンメチル	<u>2.6</u>
ピリブチカルブ	<u>0.23</u>
ブタミホス	<u>0.2</u>
フラザスルフロン	0.3
プロピザミド	<u>0.5</u>
ベンスリド (SAP)	1
ペンディメタリン	<u>1</u>
ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
<u>メコプロップカリウム塩 (MCP Pカリウム塩)</u> 、 <u>メコプロップジメチルアミン塩 (MCP Pジメチルアミン塩)</u> 、 <u>メコプロップPイソプロピルアミン塩及びメコプロップPカリウム塩 (※)</u>	<u>0.47</u> (メコプロップとして)
<u>MCP Aイソプロピルアミン塩及びMCP Aナトリウム塩</u>	0.05 (MCP Aとして)
(植物成長調整剤)	
<u>トリネキサバックエチル</u>	0.15

※ 塩類の総称から表記を改めたもの

## 福島県内における排水規制の体系について

### 1 対象物質

#### 1) 水質汚濁防止法で定めるもの（現行）

##### ア 人の健康に係る物質（有害物質）

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ホリ塩化ビフェニル、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（27項目。生環条例で定める法定有害物質と同じ）

##### イ 生活環境に係る物質

化学的酸素要求量等（15項目。いわゆる一般項目。生環条例で定める法定項目と同じ）

#### 2) 生環条例で定めるもの（現行）

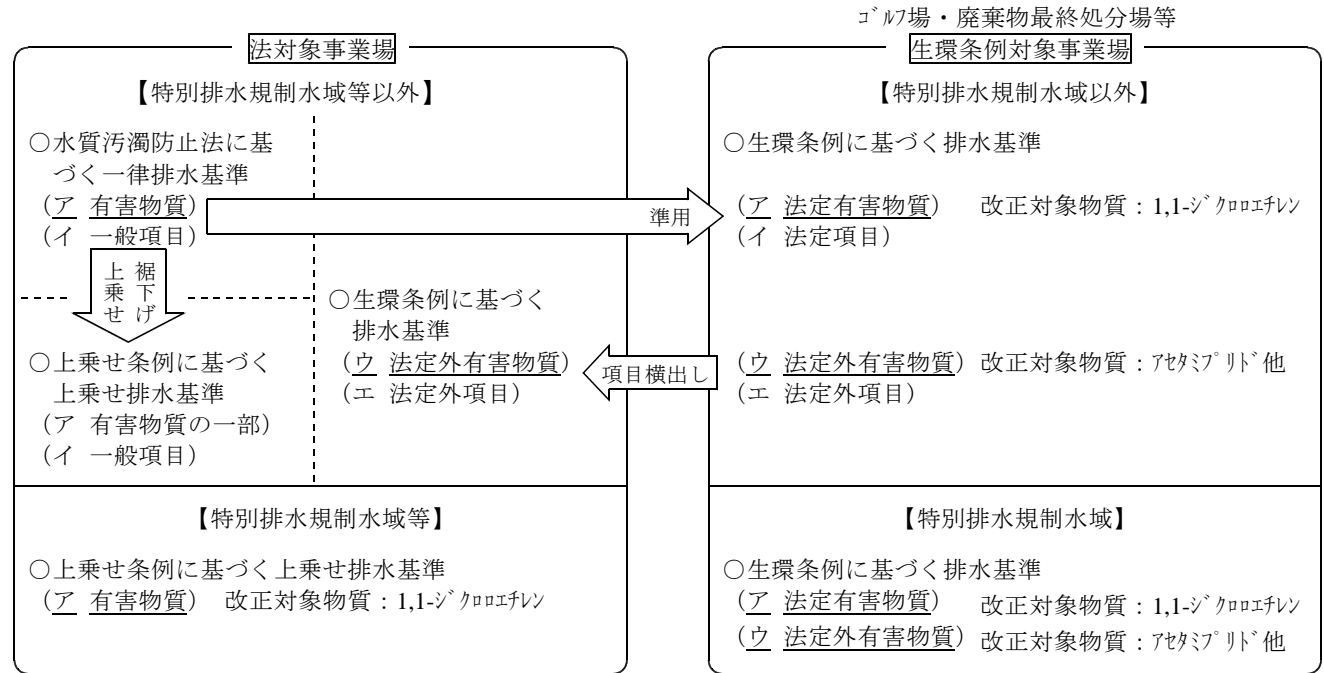
##### ウ 法定外有害物質

イキサチオン、ダイアジノン、フェトロチオン、イソプロチオン、オキシン銅、クロタロニル、プロピザミド、イソフェンホス、クロピリホス、トリクロルホン、ピリダフェンチオン、イプロシオン、エトリジアゾール、キアブタン、クロネブ、トルクロホスチル、フルトラニル、ペンシクロン、メプロニル、アッシュラム、テルブカルブ、ナプロホミド、フタミホス、ペンストリド、ペンテイメタリン、ベンフルリン、メコプロップ、メチルダィムロン、アセフェート、メタラキシル、ジチオピル、トリクロピル、ピリプロチカルブ、エトフェンプロックス、チオジカルブ、アゾキシストロピン、イミダジンスチロキサンエン、プロピコナゾール、ホセチル、ホリカーバメート、シテュロン、ハロスルフロニルメチル、フザスルフロニル（43項目）

##### エ 法定外項目

ニッケル含有量等（3項目）

### 2 排水基準の対象物質等の基本的な考え方（下線は改正の対象となるもの）



### 3 地下浸透の規制の対象物質等の基本的な考え方（下線は改正の対象となるもの）

